

閣資第七二三号

昭和二十二年十一月二十九日

総務省官房調査課長

総務省官房総務課長

職業陸海軍職員の解雇に關する件

今般標記の件に關し別紙通牒が發せられ
水たから御了知の上尔今右により然るべく措
置相成りたい。

追て既に資格審査済の貴省(廳)関係者にして
右解雇により覺書該当者としての指定を取消し
非該当の判定を受くべきものに付ては、中央公
職適否審査委員会に於りて再審査の上左様
措置をせらるるから、至急審査を受けた職及び
氏名を御報告せられたい。

別紙)

閣資第七二三号

昭和二十二年十一月二十九日

内閣官房長官

都道府縣知事 殿

職業陸海軍職員の解雇に関する件

昭和二十二年閣令内務省令第一号別表第一の
ニ職業陸海軍職員の中ニス、4及び6の項目に關
シル今左記解雇により審査することと付て連合
軍總司令部の了解を得たから然るべく措置せ
られたり。

尚從來覚書該当者と決定せられた者にしてこの
解雇によれば非該当となるべきものに対しては審
査委員会において再審査の上非該当と決定し
て差支えな。

右命により通牒す。

記

一 大正九年以前に勤務した陸海軍軍医將校
でその勤務期間が短く軍人としての並通因心
給を受けらるるに上らなかつた者は正規陸海
軍將校として取扱わな。

二 昭和十六年十二月八日以降において陸海軍の委託
学生又は生徒に採用され、現役將校に任ぜられた
者は正規陸海軍將校として取扱わらる。

三 大正九年以前に勤務した憲兵で特別の考慮に
値する証拠を提出した者は個人審査で覚書
に該当せざる者となすことが出来る。但し將校た
りし者を除く。

以上に該当する者は本文は別紙の通りである。

- 123
- a. The military or naval surgeon officers who served only prior to 1921 whose length of service was so short as not making them entitled for the ordinary pension as the military personnel.
 - b. Persons who had been adopted as the Military or Naval Scholarship Students after 8 December 1941 who have been commissioned as the regular military or naval officers after the completion of their courses as students.
 - c. Gendarmerie who served only prior to 1921, provided, however, with the exception of the commissioned officers and providing they can show their cases deserve special consideration.

裏
面
白
紙